

空家等対策の推進に関する特別措置法
(以下「特措法」)

【基本指針】空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

【ガイドライン】「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針

特措法第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされているもの。主な内容は次のとおり。

- 1 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 2 空家等対策計画に関する事項
- 3 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

特措法第14条第14項に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置（特措法第14条）」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。主な内容は次のとおり。

- 1 空家等に対する対応
- 2 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項
- 3 特定空家等に対する措置



第6次府中市総合計画

第3次府中市住宅マスタープラン

府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略

その他 各関連計画

府中市空家等対策計画

【市独自基準】特定空家等の認定基準（仮）

住宅・土地統計調査

市独自調査
(荒廃した空き家)

空き家数把握

「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」

その他 関係団体との連携・協働体制